

入札監理小委員会
第567回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第567回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年11月12日（火）17：03～17：59

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量等算定方法調査業務（環境省）
- 各種技能競技大会等に係る周知広報業務（厚生労働省）

3. 実施要項及び契約変更（案）の審議

- 「市ヶ谷地区」に係る施設の管理・運營業務（防衛省）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、石村専門委員、石田専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（環境省）

地球環境局地球温暖化対策課 奥山課長

地球環境局地球温暖化対策課 飯野係長

地球環境局地球温暖化対策課 曾根環境専門調査員

（厚生労働省）

人材開発統括官付能力評価担当参事官室 釜石参事官

人材開発統括官付能力評価担当参事官室 水野技能競技大会推進係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第567回入札監理小委員会を開催します。

最初に、環境省の「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量等算定方法調査業務」の実施要項（案）について、地球環境局地球温暖化対策課、奥山課長よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○奥山課長 環境省の地球環境局の温暖化対策課長、奥山でございます。よろしくお願いします。

皆様におかれましては、昨年度からこのサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量等算定方法調査業務につきまして、より良質かつ低廉な公共サービスの提供の観点から、いろいろとご意見をいただきましてほんとうにありがとうございます。

本日は、改めてこちらの事業の意義につきまして説明させていただくとともに、今年度の本業務の入札結果の報告、それから、それを踏まえた来年度についての対応につきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、基本的な背景でございますけれども、パリ協定の採択後、世界は脱炭素化に向けて大きく舵を切っております。

その中で、グローバル企業を中心に、脱炭素化に向けた取り組みが求められてきておりまして、特にそのESG金融という、ESG投資という観点で、金融の動きが非常に大きくなっておりまして、まさに金融、投資家、金融機関がその企業を評価していくというときに、その脱炭素の動き、いわゆる脱炭素化に向けてリスク、あるいは、そのビジネスチャンスといったものがその企業にとってどういうふうなインパクトを与えるのかといったような目線でその金融機関が企業を見るようになってきています。

そういった中で、企業のほうにつきましても、企業のサプライチェーンを含めて、パリ協定と整合のとれた中長期の削減目標の設定ですとか、あるいは、自社の事業運営で使用する電力の全てを再生可能エネルギーで賄うといった、SDGsですとか、RE100とかといった国際的なイニシアチブがございます。

そういったものに対してしっかり対応していかなければいけないといった機運がございまして、そこに頑張っただけで対応していこうというような動きがございまして。

こちらの事業につきましては、そういった企業の積極的な脱炭素化に向けた動きを後押ししていこうということを目的にして進めている事業でございます。

こちらの事業は平成27年度より行ってございますけれども、まさにこの脱炭素化に向けた動きというのが非常に大きく新しい潮流であり、かつ、大きく日々動いているという

ことをごさいますして、業務内容に変動がございまして、業務規模も見えづらいということ
ですとか、あるいは、これまでの実績が評価されやすい指標になっていたことから、1者
での応札が続いている状況でございました。

それを踏まえまして、昨年度、こちらの委員会のほうでいろいろとご指摘いただきまし
て、事業者のヒアリングなども踏まえまして4点の改善を行ったところでございます。

1点目につきましては、業務量の多さですとか、新規参入を促進する観点から、サプラ
イチェーン排出量等の算定基盤整備事業と企業の中長期の排出削減目標設定支援事業の2
つに事業を分割いたしました。

前者につきましては、サプライチェーン排出量を算定するための基盤の整備ですとか、
公的機関の算定の促進を支援するものです。

後者につきましては、中小企業を含めた企業のSBTやRE100といったものの取り
組みを支援するもの、そういった形で分けて事業を分割して入札を行ったところでござい
ます。

それから、2点目でございますけれども、仕様におきまして、受託の範囲ですとか事業
内容、量を明確にいたしまして、環境省と受託業者の役割分担を明確にするとともに、業
務の負担感を具体化することによって応札しやすくするという工夫をしたところでござい
ます。

それから、3点目でございますが、業務内容が多岐にわたっているということで、毎年
の継続業務と年ごとに加除している事業を明らかにするとともに、その予算規模も明らか
にしまして、事業の規模を応札の希望を持っている方々にとってより捉えやすくするとい
う工夫をいたしました。

それから、4点目でございますけれども、実績を評価する加点部分を縮小いたしまして、
参入のハードルを引き下げたところでございます。

こういった4点の改善を行った結果といたしまして、サプライチェーン排出量等の算定
基盤整備事業につきましては、説明会への参加者数が2者で、応札者数につきましては1
者という結果、企業の中長期排出削減目標設定支援事業につきましては、説明会の参加者
数が3者、それに対して、結果として応札したのが1者という形になっているという状況
でございました。

こういった状況を踏まえまして、来年度につきましても、仕様につきましては、昨年度
の改善点に加えまして、さらにまた検討を加えまして、5つの点についてさらなる改善を

加えて競争性の確保、参入障壁の解消をさらに促していきたいというふうに考えているところでございます。

この5点の改善につきましては、昨年同様、説明会に参加した事業者などにヒアリングを実施いたしまして、そういったものを踏まえて考えたものでございます。

まず、1点目でございますけれども、業務内容の見直しでございますが、資料の作成の方法が詳細に決められておりまして、柔軟性に乏しく、取り組みにくいといったようなお声がございました。

そういったものを踏まえまして、資料のA-2-1の23ページですとか、資料A-2-2の別添の1の1のような形で、資料のひな型を減らして様式の緩和を行ったというところでございます。

それから、2点目の改善点でございますが、業務の平準化ということで、コンサルティング業務に関しましては、仕様書上、公募機会に関しては特に言及せず、一括で対象事業者を採択するように読めるような記載をしておいたところでございます。

ただ、そうしますと、必要な人員を確保するというのが、コンサルティング業務受託者にとっては難しいという事情、声がございましたので、公募期間を2回設けて、対象事業者をそれぞれ採択するというようなことといたしておりまして、業務が平準化できて人員確保がしやすくなるような配慮をしたところでございます。

こちらにつきましては、資料のA-2-2の18ページ、2-4のところに書いてございます。2段落目、公募は2回に分けて実施しというところに明確にしているところがございます。

それから、3点目でございますけれども、入札スケジュールの前倒しですとか延長といったところを行いました。

具体的に申し上げますと、時期的な他業務との兼ね合いから本事業への応札を断念する声がございましたので、それを踏まえまして、両事業とも1月上旬から中旬に公告を開始するとともに、公告の期間も従前の1か月から変更いたしまして、1か月半から2か月程度を設けるということといたしました。

こうすることによりまして、事業者が十分な準備期間を確保でき、他の業務があった場合にはそちらに対しても十分に柔軟に対応できるといったようなことができて、参入障壁の解消につながるというふうに考えているところでございます。

具体的に申し上げますと、資料のA-2-1、それから、資料A-2-2の6ページで

ございますが、そちらにあります4、入札に参加する者の募集に関する事項のところ、
(1)のところで入札公告のタイミング、それから、提出書類の提出期限のところを前倒しするとともに、期間を少し広くとっているというような工夫をしているところでございます。

それから、4点目でございますけれども、開示情報の充実ということで、昨年度までの資料では、業務内容の変遷といった資料を新たにつけ加えているところでございますけれども、それに加えまして、従来の実施状況に関する情報開示ということで、資料A-2-1の35ページのような形で、これまでみずほ情報総研が受託をしているわけですが、どれくらいのコストがそれぞれかかっているのかということ参考までに添付するというようなことをしております。

こういった形で、従来の実施に要した経費ですとか、人員、施設設備、実施方法などの詳細な情報を新たに開示することによりまして、業務方法や内容、それから、業務の負担感といったものが明確になることから、新規参入者の参入につながるのではないかとというふうな形でこういった工夫を施してみるということとしたところでございます。

それから、5点目でございますけれども、入札公告に関しまして、入札事業者に対してさらに広く本事業を周知・広報いたしまして、新規事業者の参入促進をしたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、我々SBTですとか、RE100のいろいろな勉強会をしている中で、いろいろな参加者が、コンサル関係の方もいらっしゃいます。そういった方で、日々、つき合いがあるにもかかわらず、こういったところに手を挙げていないような方々もいらっしゃいますので、そういった方々に幅広く声をかけていくといったような工夫をこれからしてしていくという考えでございます。

以上のような形で、昨年のご指摘につきましては、継続して仕様書や別添の資料などで盛り込むとともに、ただいま申し上げましたような5つの改善を行うことで、本事業の入札におきまして競争がより促進されるような形で取り組んでまいりたいと思っております。

本日いただくご意見につきましても最大限取り入れてまいりたいと考えていますので、ご助言をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員

はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

○石田専門委員 すみません、いろいろとご苦勞いただいて、情報開示等を充実していた
だいたということなんです、今まで、平成30年度までは1つだったものを2つに分割
されたということで、従来の実施に要した人員や経費等というのを、A-2-1とA-2
-2でそれぞれ、A-2-1が40分の35ですか、それで、A-2-2が44分の39。

結局1つだったので、2つに分けたんだけど、同じ数字が載っているんです。

1つのものを2つに分けたので、では、それぞれ今年はどうなるかといっても、変遷と
いうのをつけていただいているので、毎年同じじゃないんです。

そうすると、出していただいたんですけども、これで新規に参入する人は何がわかる
のかとちょっと思ったものですから。難しいんだろうと思いつつながら、結局2つに分けたけ
れども、両方と1本だったときの金額と、1本だったときの人員配置で5,105時間だっ
たということなので、これは仕方ないんですか。

30年度もやっていて、今度の令和2年度もやっているものについてのみ、これはどれ
くらいだったという分けができればイメージできると思うんですけどもという感じがし
たんですけども、難しいでしょうか。

○曾根環境専門調査員 事業者と相談させていただきます。

○石田専門委員 せっかくこうやって細かく出していただいているのでと思いました。

○奥山課長 どこまで可能かも含めて、事業者とちょっと相談させてください。

前向きには考えていきたいと思えます。おっしゃるとおり、ご指摘をもっともだと思
いますので。

○古笛主査 そのほかいかがでしょうか。お願いします。

○石村専門委員 すみません、資料A-4で、平成29年度と平成30年度、5,000万、
4,000万ぐらい下がって、また、2つ合わせると1億5,000万。これは期間が、4
月が6月になったからというのもあるんでしょうけれども、4,000万がくんと下がっ
た主な要因って何だったんですか。

○飯野係長 すみません、お答えさせていただきます。まず、29年度から30年度で下
がった要因とすると、1つがSBTであるとかサプライチェーンの目標設定支援のコンサル
業務の支援者数が減少したというところがございます。

また、さらにセミナーのほうも、4回開催していたところを開催しないということにい
たしましたので、その分が減って4,000万減りました。

一方なんですけれども、令和元年については、中小企業のほうのSBT、RE100の目標設定支援などを、コンサル先を増やしたりとか、そういったところがございまして、またプラス5,000万程度増えているといったところでございます。

○石村専門委員 その年によってやはり大きく変わってくるということなんですか。それとも努力次第でということなんですか。

入札する事業体の努力次第でこの契約金額が変わるということなんですか。それとも変わらない。

ちょっと今のご説明だと、どっちなのかと思ったんです。

○飯野係長 失礼いたしました。そこはあくまでも事業の数、業者の努力というよりも、我々が公告する事業の性質によるものだと考えております。

○石村専門委員 ちなみに2期目というのは、去年とほぼ予算額というのは同じ。

○飯野係長 この令和2年度ということですか。

はい、同程度という形に考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。すみません。

○古笛主査 やはり毎年、事業内容が変わるから事業期間は1年ということなんですか。

ほかいかがでしょうか。

いろいろご検討いただいているので。

○小松専門委員 やってみたいかどうかということしかないかと思えます。

○古笛主査 先ほどの情報開示のところは引き続き、後ほどご報告いただくような形でよろしいでしょうか。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。なお、先ほど情報開示の点についてご確認いただけたということでしたので、環境省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

実施要項（案）について修正が必要ということであれば、事務局を通してご報告いただき、各委員が確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

では、引き続きよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

（環境省退室）

（厚生労働省入室）

○古笛主査 では、続きまして、厚生労働省の「各種技能競技大会等に係る周知広報業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

実施要項（案）について、人材開発統括官付能力評価担当参事官室、釜石参事官よりご説明をお願いしたいと思います。

本件は、本年の基本方針にて採択された新規案件となります。よろしくお願ひいたします。

○釜石参事官 ただ今ご紹介にあずかりました厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官の釜石と申します。

本日は当省が実施する「各種技能競技大会等に係る周知広報業務」民間競争入札実施要項（案）をご審議いただき、誠にありがとうございます。

それでは、お手元にある資料につきまして、資料2の議論のポイントに沿ってご説明させていただきます。

最初に事業の概要になりますけれども、資料B-2の実施要項（案）の4ページ目の上の2のところがございますけれども、併せて資料B-3の業務概要のポンチ絵なども見ていただければと思います。

本業務の目的についてですけれども、若年者が技能者を目指す環境を整備し、ものづくり人材の確保、育成につなげて、もって社会の技能尊重気運を醸成するために実施している各種技能競技大会等の実施についての周知・広報を実施するというものでして、大会事業の受託者と緊密な連携を図りながら広報活動を展開することにより、大会事業の実施効果を大きく高めることを目的としております。

（3）の①のとおり、事業の実施期間は令和2年4月から令和3年3月までの1年間となっております。

なお、これらの各種技能競技大会は、別途調達する各種技能競技大会等の推進事業の落札者が実施することとしております。

これまでの経緯にありますけれども、本業務は、平成30年度まで各種技能競技大会等

の推進事業の一部となっておりますけれども、令和元年度から周知・広報業務を大会推進業務から分離して調達することといたしました。

これまでの調達状況につきましては、資料B-4のとおりとなっておりますけれども、大会推進事業は競争性改善のための取り組みを行ったにもかかわらず、1者応札の状況が改善されなかったということで、周知・広報業務を分離したものでして、その事業が本年度の基本方針により、市場化テストの対象事業として選定されたというものでございます。

次に、市場化テストの実施に際して行った取り組みですが、先ほど申し上げましたとおり、本年度から従来の各種技能競技大会等の推進事業のうち、広く一般国民に対する周知・広報業務を分割して別業務として調達しております。

また、本業務につきましては、民間事業者にとって参入しやすく、かつ、創意工夫を發揮できる実施要項（案）とするために、業務内容のより具体化、具体的に明記するとともに、その過去の広報活動の実施状況に関する情報を開示しております。

具体的には、この後の業務内容の中で説明させていただきます。

それでは、次に、本業務の内容をご説明させていただきます。

まずは、資料B-3のポンチ絵をご覧ください。

本事業は、先ほども申し上げましたとおり、別途厚生労働省が委託して実施する各種技能競技大会のプロモーションを行うものでして、必然的にその大会の実施運営を担う大会事業の受託者と緊密な連携が必要となります。

大会事業の受託者が実施する技能競技大会は、左の三角形で図示したように、4種類あります。

一番上が技能グランプリ、そして、技能五輪国際大会、技能五輪全国大会、そして、一番下が若年者ものづくり競技大会というものでございます。

本業務は、これらの大会について、中ほどにあります吹き出しにありますように、インターネットやポスター、マスメディアとのタイアップなど、さまざまな手段を用いたプロモーション活動を実施して、国民各層における技能競技大会に関する幅広い認知を獲得して、大会の事業の実施目的である技能尊重気運の醸成というのをより一層促進させるということが目的でございます。

本業務の実施内容は、右側の箱の中に列挙してあります。(1)から(4)までになりますけれども、大きく分けて(1)の周知・広報活動実施計画等の作成、それから、(2)の国内大会に関する周知・広報、(3)の国際大会に関する周知・広報、(4)が2025年

国際大会の日本・愛知県への招致に関する周知・広報というふうに4つで構成されております。

資料B-2の実施要項（案）では、5ページの中ほど、③のアからエに記載されております。また、詳細は別紙1の仕様書の中で示しております。

少し飛びますけれども、18ページの方をご覧くださいと思います。

第1、第2とありまして、第3が業務の内容ですけれども、まず、(1)、下の方ですが、周知・広報活動を実施計画等の作成でございます。

これは、事業の開始に当たって、本業務の受託者に令和2年度の大会開催スケジュール等を踏まえながら計画書を作成していただくという内容になります。

計画書には、本業務全体の実施体制と仕様書に掲げる各項目ごとの作業スケジュールを併せて提出をしていただくこととしております。

契約期間中は、これらのスケジュールの進捗に関する定期的な報告をしていただくこととしております。

次のページで、(2)の国内大会に関する周知・広報については、この19ページから20ページにかけて実施すべき事項を列挙しております。

業務は大きく2つに分かれておりまして、1つ目の①が国内大会への参加や来場を促進するため、ポスターやインターネット等を活用した周知・広報を実施して、2つ目の②というのは、次のページですけれども、大会会場における競技職種の紹介や解説のパネル展示、そして、競技動画の中継、併催イベントの企画実施ということになっております。

21ページをご覧ください。

次の(3)の国際大会に関する周知・広報ですけれども、令和2年度は国際大会の開催年度ではないということで、国際大会は2年に1回で、今年ありましたので、来年度はないということでございますけれども、令和2年の11月に行われる全国大会での成績優秀者が、令和3年の9月に上海で開催される全国大会に派遣されるということになりますので、そうした点を紹介して、国際大会への選手派遣に向けた盛り上げを図るということとしております。

最後に、(4)2025年国際大会の日本・愛知県の招致に関する周知・広報ですけれども、21ページの中ほど、下の方から、22ページの中ほどまで記載しております。

厚生労働省におきましては、これまで2023年技能五輪国際大会の日本・愛知への招致に取り組んできたところですが、本年8月にロシアのカザンで行われた開催地の

決定投票でフランスに敗れまして、残念ながら招致を実現することはできませんでした。

現在、厚生労働省におきましては、2025年の国際大会の招致に関する立候補の可能性について検討しておりまして、現時点では正式決定には至っていないというところですが、ここでは立候補が決定された場合を想定して資料を作成しているというところでございます。

業務の内容につきましては、①として、国内大会や国際大会の広報に用いるウェブサイト、あるいは、SNSのアカウントを活用して、招致活動の認知、あるいは、その支持を獲得するための招致活動を行う。また、ポスター、パンフレット等による周知・広報活動、国際大会の会場等での併催イベントの機会を活用した広報活動を行うということとしております。

少し飛びますけれども、25ページの別添1というのをご覧いただければと思います。

2023年大会の招致活動に当たりましては、招致活動の司令塔となった有識者会議である2023年技能五輪国際大会招致委員会におきまして、招致機運の醸成のための戦略が策定されまして、国内での広報活動はこの戦略に沿って実施されたところですので。

2025年大会の招致活動におきましても、契約期間中にこうした戦略の策定が想定されることから、それに沿った周知・広報活動の実施が必要であるということを冒頭に特に記載しているところでございます。

招致活動に当たっては、技能五輪国際大会の運営組織であるワールドスキルズインターナショナル、WSIというところが定めるブランドイメージを逸脱した広報活動はできないというふうなことでされております。

26ページから33ページ、赤い方ですが、別添2が、このデザイン上遵守すべき事項を定めたブランドブックというものでございます。

このブランドブックを踏まえて広報活動を実施すべき旨も併せてその(4)の冒頭文に記載しているところです。

なお、22ページの上の方の(5)その他の③には、大会事業の受託者及び競技大会の共催者等の関係者間の連絡会議の設置ですとか、④のとおり、国内の大会が終了するごとに広報効果に関する報告書を作成いただくということとしております。

業務の内容につきましては、以上でございます。

次に、確保されるべきサービスの質になります。

戻りまして、実施要項(案)の5ページの下(4)をご覧ください。

全部で6点ございます。1点目は①ということで、先ほど申し上げた業務開始時に策定いただいた作成物、ポスター、パンフレット等については、計画で定めた納入期日までに納品いただくということとしております。

2点目は②のとおり、令和2年度中に開催する国内大会への来場者数について、15万人以上を達成することとしております。

15万人という目標は令和2年度中に開催される3種類の国内大会、若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリのそれぞれの前回の来場者数の実績の合計にほぼ等しいという水準で、前回大会以上の来場者数を獲得したいという狙いです。

③では、契約期間における専用ウェブサイトの閲覧回数を100万件以上としております。

④では、国内会場への来場者数や専用ウェブサイト等で実施するアンケートによって、技能五輪、技能競技大会を知ったきっかけ、いわゆる認知経路について、本業務で実施した周知・広報手段を介して認知したと回答した割合が5割以上であることとしております。

⑤では、本事業で実施する併催イベントの参加者数等に対するアンケートにおいて、当該イベントの認知経路について5割以上ということとしております。

⑥では、本事業で運営するウェブサイト及びSNSアカウントにおいて、さまざまな競技職種の紹介などを行うこととしておりますけれども、従来よりも技能、ものづくりに対する興味関心が高まった旨の回答が6割以上というふうなことであります。

次に、落札者の決定方法でございますけれども、実施要項(案)の9ページの6の(1)にありますように、本業務は総合評価落札方式により調達することとしております。

提案書の評価項目につきましては、実施要領の別紙2の提案書作成要領評価基準に記載しております。具体的には、46ページから47ページをご覧くださいと思います。

民間事業者の創意工夫を生かす観点から、46ページの4のその他において、当省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫事項に関する事項を加点項目として設定しております。

次に、従来の実施状況に関する情報の開示です。48ページ目以降の別紙3に記載しております。

まず、48ページの1に記載されている従来の実施に要した経費からご説明いたしますと、現状では、各種技能競技大会に係る周知・広報業務として独立して実施された実績が今年度分のみとなっております。それ以前は、一体として実施して分けることが困難だと

いうことで、29年度、30年度については記載しておりません。

続きまして、従来の実施に要した人員については、次のページの49ページにございますけれども、こちらと同じように、分離比較が困難なため、記載しておりません。

なお、本業務に応札する民間事業者が業務の実施方法を理解し、適切に提案書作成及び積算ができるようにするため、令和元年度の周知・広報業務における実績値を開示することとしております。

具体的には、52ページから54ページに記載しております実績数について、入札説明書等に添付するとともに、実際の成果物を閲覧可能として、貸し出しにも対応することとしております。

最後に、その他として、実施要項（案）の中で、現時点で未確定の箇所について補足をさせていただきます。2点ございます。

最初が、先ほど申した機運醸成の戦略でございますけれども、これはまだであるというふうなことで、この機運醸成戦略の位置付けについては、入札の実施時期における周知方法の決定状況等を踏まえて、民間事業者にもその位置付けが伝わりやすいようアップデートしたいと考えております。

2つ目は、事業の実施状況に関するもので、別添1の過去の事業における実績について、技能五輪全国大会はまだ開催されていまして、今月の15日から18日にかけて実施されるということで実績値は計画値のみとなっているというふうなことでございます。

また、ウェブサイト等の閲覧数も現時点のものとなっておりますので、また、これも最新の実績値に置きかえさせていただければと考えております。

以上、ちょっと早口で済みませんが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いします。いかがでしょうか。お願いします。

○石田専門委員 ほかの業者の参入がしやすいようにということで、48／55ページ以降、従来の実施状況に関する情報の開示というのがあるんだと思うんですが、この50／55ページです。従来の実施における目的の達成の程度ということで、これは、全国大会の来場者数だけ書いてあるんです。他はないんでしょうか。

というのは、若年者ものづくり競技大会と技能グランプリもないと、平成30年度は15万970人にならないですよ。

○釜石参事官　そうですね。

○石田専門委員　そうですね。全部足したら平成30年は15万970人だったので、今回は目標を15万人以上にするということであれば、ほかのものも。

さらに、そうすると、どうして全国大会の目標計画値は8万4,000人と、こんなに少なかったのという気がしなくもないんです。これは、8万4,000人だったら、多分15万人にいかないの、ざっくり全部足すと15万人なんだけれども、どういう積み上げで15万人なのかということと、あと、それから、担保すべきサービスの質のところ、会場に実際に来ていただいた方からのアンケートを回収して、ここに足を運んだのはどういう媒体ですかというのを聞くところがありますよね。50%。

そうすると、技能五輪全国大会を見ると、アンケートの回収率がものすごく低いんですよね。過去、1.2%とか2%。

これは誰がやっているんだろう。その回収業務を。なので、その回収業務があまりに少な過ぎるじゃないか。でも、1,500ぐらいは。でも、平成28年は608しか回収していないのでというのと。

それから、全国大会だと、共催県が実施するものもかなりありますよね、ポスターとか。

それで、全国大会のアンケートの回収だけで50%の目標にして。全ての会場で回収したのが50%。

全国大会だと共催県が頑張っって配布しているものもあるので、そこで50%というのは厳しいんじゃないか。何かいろいろある中で、全部まとめてというよりは、精緻にしないと、上げていく工夫も結構しづらいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○釜石参事官　まず、最初のご質問の15万人の内訳というふうなことかと思えますけれども、若年者ものづくり競技大会4,503人で、これは令和元年度で、技能五輪全国大会は今年度はまだ開かれていないというふうなことで、11万8,051人というのは昨年、沖縄の大会です。

○石田専門委員　済みません、私、これは54/55ページ55/55ページに詳細に出されていていらっしゃいますね。なので、それを見ればわかるんですけども、質問の趣旨は、なぜ「4 従来の実施における目的の達成の程度」のところは、こんなにたくさんいろいろな会があるのに、技能五輪全国大会の来場者数しか記載がないんですかという。

さらに、そうすると、でも、目標が少な過ぎますよね。

だから、ほかの全ての大会も出して、それぞれにその目標があるんだったらわかるんだ

けれどもという感じです。

グランプリが隔年に開かれているのはわかるんですけどもというのと、それと同じように、アンケートの回収の半分以上がこの周知業務で来たというのも、各大会が違うので、それに分けないと、どの周知の仕方がよかったのか、悪かったのかと業者もわからないと思うんです。

○釜石参事官 精緻にやることには全然やぶさかでないので、ちょっとその辺は改善できるかと思います。

○石田専門委員 それで、済みません、先ほどの、アンケートの回収率があまりにも低過ぎるのではないですか。これについては、どうして低いのかちょっと聞いていただきたいと思います。

○釜石参事官 わかりました。

大会の推進事業の方は中央職業能力開発協会がやって、その職員が回収しておりますが、その場で書いて入れたりしてくれる人が少ないというふうなことかと思いますが。

アンケートの回収率向上はちょっと工夫の余地があると思いますので、こちらの各種技能競技大会の推進事業の方で、アンケートの回収率を上げる取組をするというふうなこととしたいと思いますが。

○古笛主査 いかがでしょう。お願いします。

○石村専門委員 済みません、私から2点ちょっと確認したいんですけども、まず、B-4の表です。契約状況の推移なんですけれども、平成28年度から事業実施者がずっと同じで、令和元年でちょっと変わった。

ちょっと思ってしまったのが、ひょっとしたら、中央職業能力開発協会の広報活動の再委託を令和元年度の事業者が受けていて、その事業者がそのまま前年実績に基づいて入札されたのかというふうにも思った。そうではないんですか。違いますか。

○水野技能競技大会推進係長 私の方から説明させていただきます。

平成30年度におきまして、中央職業能力開発協会が大会事業の受託をしております。広報事業に関しては、特に2023年大会、国際大会の招致については、特に外部の知見を生かすべきということもありまして、大会事業の一部ではありますけども、そこで再委託をしております。それで、その再委託を受けた事業者が令和元年のこの周知・広報業務に入札いただきまして、今、受諾いただいているという状況でございます。

○石村専門委員 やっぱりなという感じなんですけれども。

そうすると、市場化テストの実施に際して行った取組ということで、新たな民間事業者の入札参加促進のために取組などを実施の中で挙げていただいているんですけども、早目に入札公告期間を確保。これはどこでもやるんです。それで、その後、具体的な業務内容を明記、これもどこでもやります。

その結果どうなるかという、翌年、やはり1者入札でした。競争性が確保できませんでしたというご報告がほとんどの事業で、そういうご報告になるんです。

そうすると、これは過去の事例からすると、もう大体見えているというふうなことなんです。

大体そういう場合、どういう対策を、また、その1年後にそういう報告いただくと、では、せめてこの程度のことはやっていただけませんかということがありまして、具体的には、関係団体への周知、具体的に言えば、例えば厚生労働省の広報活動をされている実績のあるマスコミ関係の事業者に対して、要は、お声がけしていただく。

お声がけというのは、説明会がありますので、参加してみただけませんか。そこまでは別にいいじゃないかということみたいで、要は、便宜を図るという形にはならないだろうということで、関係団体に関して周知・広報によって新規参入の促進をする。

とにかく、まず説明会に来ていただかないことには話にならないでしょうということなんです。

それで、参加してもらって、さらに入札参加していただけなかったということであれば、やはり大体ヒアリングをしていただくんです。

それで、なぜ入札しなかったんですか。具体的に、入札しなかった理由を聞き取ってもらって、その参入障壁になっていないかどうかをさらに検討していただいて、もし緩和していただければ、具体的に平成30年度や何かは、例えばA、BからCの等級まで下げていただいて、参入障壁を下げていただいたわけですよ。

それと同じで、例えば人材確保の応募期間をもうちょっと早くしてもらいたいということで、早目に広報するということも対策を立ててもらったりとか、逆に、もうちょっとこういう情報を、例えば、資料の作成でパワーポイントで作成しろと書いてあるんですけども、そこまで指定する必要はないんじゃないかとか。

具体的に参入障壁になっていないかどうかをヒアリングによって再度検討していただいて、それで、もし緩和できる要件があるんだったら緩和する。入札という形で、要は参加を促すという形の努力をしていただいています。ということで、もう一度その辺、検討

していただいて。

それで、過去の事例によると、おそらくまた1者だろうという。済みません、5年以上委員をやらせていただいて、その間、やはりこういうケースだとそうなるだろう。

ただ、では、例えば入札しない事業は実際、あるんです。でも、今回の場合は、マスコミ関係者に声がけてやれば、おそらく参入してくるだろうと予想できる事業なので、もう少し努力していただけないでしょうかというところなんですけれども、いかがでしょうか。

○釜石参事官 ご指摘ありがとうございます。将来というか、来年度に向けて、関係団体への働きかけですとか、マスコミ関係者への周知、マスコミ関係者で実績のあるようなところに周知するとかというふうな取り組みはしたいと思います。

○古笛主査 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、委員からご意見がありましたように、実施要項（案）とはちょっと離れるんですけれども、アンケート回収率を高めるですとか、それから、説明会にたくさんの方にいらっしゃるようにお声がけいただくとか、そういうことをご検討いただけたらというふうに思います。

あと、意見として出ました情報開示のところ、来場者数の記載のところは少し補足をいただけるでしょうか。今、技能五輪の全国大会だけになっておりますので、トータルで15万人になるような形で表記をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。厚生労働省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

実施要項（案）について修正が必要ということであれば、事務局を通してご報告いただき、各委員が確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

では、引き続きよろしくようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○釜石参事官 ありがとうございます。

(厚生労働省退室)

○古笛主査 続きまして、防衛省の「市ヶ谷地区」に係る施設の管理・運營業務の契約変更（案）の審議を行います。

本件は、昨年、平成30年6月28日、第216回官民競争入札等監理委員会において終了プロセスへの移行が認められた案件となります。

当該防衛省庁舎は、平成11年度に建設され、現在、20年以上が経過し、各設備の老朽化による不具合が発生したため、設備の更新に伴う所要の変更を行うものです。

事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、防衛省、「市ヶ谷地区」施設管理業務に関する契約変更（案）について説明させていただきます。

今期は5つに分割した契約を実施しておりますが、2件の契約について変更する予定です。

変更理由は2件とも設備の老朽化による変更になります。

1件目、各設備の点検保守は、設備の更新に伴い予定されておりました保守の取りやめになります。

2件目、運転・監視業務は、設備の不具合の未然防止を図るために、監視項目を追加して対応することになります。

以上、簡単ではありますが、説明は以上です。

○古笛主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○小松専門委員 やむを得ない。

○古笛主査 これはやむを得ないですかね。

○小松専門委員 いいんじゃないですか。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、審議これまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ありません。

○古笛主査 それでは、本契約変更案につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものととして議了することとし、監理委員会についても、金額・変更内容とも質・経費の面から大きな変更ではないことから報告しないとするので委員の先生方、

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、契約変更の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換させていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますよう、お願ひいたします。

以上でございます。

— 了 —